現場説明書(特記仕様書)

修繕名:那覇市役所本庁舎消防設備修繕

修繕場所:那覇市役所本庁舎(所在地:那覇市泉崎1丁目1番1号)

履行期間:着手の日から令和8年3月31日(火)まで

1 概要

本修繕は、那覇市役所本庁舎に設置されている消防設備の中から、令和6年度の消防設備保守点 検業務により不具合の報告された消防設備について取替修繕をするものである。

なお、本修繕において提出を求める書類等について、【別表1】に提出時期を含めてまとめているが、特段の明記が無い場合、書類等の様式は任意とする。

2 施工管理

- (1)受注者は、契約締結後7日以内に<mark>着手届(様式9)</mark>を提出しなければならない。
- (2) 現場代理人及び主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を<mark>現場代理人等届(様式 10)</mark> により発注者に通知しなければならない。変更したときも同様とする。なお、現場代理人及び 主任技術者は専任を求めない。
- (3) 施工中、現場代理人は常駐で配置すること。
- (4) 主任技術者は甲種消防設備士資格を有する者とする。
- (5) 現場代理人と主任技術者は兼ねることができるものとする。
- (6) 契約締結後15日以内に工程表を提出すること。
- (7) 5施工前の調査等を含め、修繕の一部を下請負させる場合は、<mark>再委託者通知書(様式 11-1)</mark> に必要書類を添付し、<mark>誓約書及び同意書(様式 11-2)</mark>と一緒に提出すること。

3 安全管理

本特記仕様書によるほか、消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)、労働安全衛生法 (昭和 47 年法律 第 57 号) など関係諸法規に従い、安全確保の上、修繕を実施すること。

4 資格保有者

施工に当たっては、法令に基づき適切な資格保有者が作業を実施すること。

5 施工前の調査等

(1) 事前調査票

施工前に設備の位置、状況等を確認し、事前調査票を作成する。これをもとに取替対象となる設備を最終的に決定する。

(2) 参考見積書

(1)の調査結果を基にその状況及び原因調査の上で、修繕に係る参考見積書を作成、提出する。なお、参考見積書について、様式は任意とするが、【別表2】に明記されている令和6年度の消防設備保守点検業務の要修繕箇所と(1)の調査で新たに発覚した要修繕箇所が判別できるよう作成すること。

提出後、新たに発覚した要修繕箇所のうち、本修繕で追加できるものについては追加し、別

途対応が必要な要修繕箇所については写真などの資料を添付する。

(3) 官公署関係書類

履行期間中、必要に応じて消防署等への書類を作成し、受注者にて書類の提出、修正まで行うこと。なお、官公署へ提出を行う前に書類写しを発注者へ提出すること。

6 施工時から施工後の処置

- (1) 使用する機器は、製品発注の15日前までに資料とともに使用材料承諾願(様式12-1)及び使用材料承諾一覧表(様式12-2)を発注者に提出し、承認を得ること。
- (2) 施工の際、職員や庁舎利用者とのトラブルがないよう十分配慮し、工作物等に損害を与えた場合は受注者が責任をもって処理することとする。
- (3) 開庁時間中に施工する場合、事前に発注者へ報告、調整を行うこと。
- (4)機器取替実施後は動作試験を行い、正常に機能することを確認すること。
- (5) 撤去した機器は適切に廃棄処分を行い、マニフェストの写しを提出すること。
- (6) 施工時から施工後にかけて記録写真を撮影すること(詳細について、【別表3】も参照)。

ア 施工前:対象設備の全景及び近景

イ 施工時:使用資材の搬入状況、施工状況

ウ 施工後:対象設備の近景

7 成果品の検査、引き渡し

- (1) 設計図書に明記された修繕等が完了した場合は、<mark>完了届(様式13)</mark>を提出し、発注者による 修繕完成検査を受けることで引き渡しを行うことができる。修繕完成検査は、履行期間内に行 うものとする。
- (2) 成果品引き渡し後においても、受注者の責に帰すべき誤りについては、受注者の負担において、速やかに訂正しなければならない。

8 その他

本特記仕様書に明記されていない事項、または本特記仕様書により難い事項が生じたときは、発注者と協議し決定するものとする。

【別表1】

契約関係書類	提出時期	その他提出書類	提出時期
<u>着手届(様式9)</u>	契約締結後7日以内	材料搬入伝票	
現場代理人等届(様式10)	关机机构设计以外	写真(施工前、施工時、施工後)	完了時
工程表	契約締結後15日以内	施工図等	
再委託者通知書(様式11-1)	ソモによいて	マニフェスト写し	発行後速やかに
誓約書及び同意書(様式11-2)	必要に応じて	完了届(様式13)	完了時
使用材料承諾願(様式12-1)	使用の15日前まで	施工後の検査結果表	完了時
使用材料承諾一覧表(様式12-2)	(製品発注15日前)	請求書	検査合格後速やかに
事前調査票			
参考見積書	調査終了後速やかに		
別途対応が必要な要修繕箇所の写真			
官公署関係書類(写し)	必要に応じて		

【別表 2】

令和7年度那覇市役所本庁舎消防設備修繕 修繕箇所

No	設備名	型番等	指摘内容	フロア×修繕箇所数	指摘箇所	備考
		モリタ 消第26-30 6型 粉末蓄圧	消火器設置台破損	3F、4F、8F、12F×2	5	全て同じ型番。
		モリタ 消第23-171 4型 加圧式	廃棄必要(製造より10年経過)	5F(リサイクルシール2025年末まで)	1	処分のみの対応。
1		宮田 消第14~9 4型 加圧式		6F(2009年製)	1	
		4型(備考欄参照)		8F(2010年製) (備考欄参照)	1	処分のみの対応。 R7.8現在消火器紛失中のた め、施工時に見つかっていた 場合のみ処分対応とする。
2	屋内消火栓設備	KTY656A6M15	フード弁ワイヤー切れ	B2	1	フート弁の部品名はVFST2- 65。
3	自動火災報知設備	DSM-2WRLY	熱感知器不良	B2	1	
4	避難器具	は第21-7号	最下段腐食	3F∼12F	10	はしごの取替修繕を行うこ と。※
4	世 兼 伯 只		上蓋表示不鮮明	4F∼7F	4	上蓋表示について、貼り直し を行うこと。
5	連結送水管	株式会社 北浦製作所 鑑栓第9~4~1号 ホ第4~1号	ホース製造後10年経過	8F×4、9F×4 10F×4、11F×4 12F×4、PH×4	24	

※避難はしごについて、はしごのみの取り外し可能(上蓋と一体型ではない)。

【別表3】

施工前	全景	設備の設置場所が分かるよう、周囲の状況を含む写真。		
旭工則	近景	機器の設置状況が分かる近接写真。		
施工時	使用資材	使用する機器等を搬入時に撮影する。		
	施工状況	対象機器の取り外し状況、取り付け状況、試運転調整状況等。		
佐丁	近景	施工前と同じ角度、位置で撮影する。		
施工後	撤去資材	撤去資材を搬出時に撮影する。		
共通	説明文には階層と場所、また感知器等の場合は回線番号を記載すること。			
	(例:ス)	ポット型煙感知器 4階 電気室 50861)		